

道下直樹議員に対する議員辞職勧告決議

我々近江八幡市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

近江八幡市議会基本条例第17条では、「議員は、市民の負託に応えるため倫理性を常に自覚するとともに、良心及び責任感をもって、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない」とし、近江八幡市議会議員政治倫理条例第2条では、「議員は、市民全体の代表者として、市民の倫理及び良心の模範となるよう努めるとともに、その役割及び社会に対する責務を深く自覚しなければならない。」と規定している。さらに同条例第4条の第1項第3項では「議場の内外を問わず、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等のあらゆる人権侵害並びに議員の品位をおとしめるおそれのある言動及び行為をしないこと。」としている。

しかしながら、道下直樹議員は、令和4年12月市議会定例会に係る議会運営等調査委員会（以下、「調査委員会」という。）の報告書より、令和4年12月9日市議会本会議の休憩時に、新型コロナウイルス感染症の療養解除後の山元聡子議員に対して執拗に陰性証明書を提出すべきと詰め寄ったことや、議長から「頭を冷やし、行き過ぎた行動はしないように、国は、現在、医療機関や保健所が発効する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこととされている」と指導を受けたにもかかわらず、同日、市議会本会議の休憩時に議員控室において、「これで、もし、ほんまに自分を介して子どもがコロナに罹患して死ぬようなことがあったら、あの人殺してやりますよ」と、市民の代表者たる市議会議員として、あるまじき暴言を吐きました。併せて、SNS上での誹謗中傷ともとれる内容を発信したことの道下直樹議員の言動は、議会としても見過ごすことができない事案とされてきたところである。道下直樹議員本人も当該行為について概ね認められていたところである。

また、道下直樹議員の当該事案に対する言動については、新聞やテレビで報道され、市民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられているところである。ついては、市議会として当該事案を極めて重大に受け止めるべきであり、道下直樹議員の言動は、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如した行為により、近江八幡市議会の名誉と権威を著しく失墜させ、市民の政治不信を招くと同時に、市民の信頼を大きく裏切る行為である。

よって、道下直樹議員は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上決議する。

令和5年2月16日
近江八幡市議会